

食品関係営業施設における井戸水等の衛生管理要領

第1 趣旨

この要領は、浜松市食品衛生法の施行に関する条例（平成12年浜松市条例第55号）別表第1の第2の2の（2）に規定する営業施設内で使用する使用水のうち、保健所その他の公的試験機関若しくは市長が認める試験機関が飲用に適すると認めた水（以下「公的試験機関等が認めた水」という。）の適正な衛生管理について、必要な事項を定める。

第2 検査の実施

公的試験機関等が認めた水の水質検査は、1年に1回以上行なうものとし、その記録については、1年間保存するものとする。

第3 検査機関

公的試験機関等が認めた水の水質の検査機関は、次のとおりとする。

- （1）国公立の衛生検査機関
- （2）食品衛生法（以下「法」という。）第33条に規定に基づき厚生労働大臣が指定した検査機関
- （3）水道法第20条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した検査機関

第4 検査項目

公的試験機関等が認めた水は、法第11条第1項に基づく食品・添加物等の規格基準に定める食品の製造等に用いられる水の基準のうち、次の検査項目に適合するものとする。

- （1）一般細菌
- （2）大腸菌群
- （3）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- （4）塩素イオン
- （5）有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
- （6）pH値
- （7）味
- （8）臭気
- （9）色度
- （10）濁度
- （11）その他市長が必要と認める検査項目

附 則

この要領は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する